大阪市規則第127号

特定基金管理規則の一部を改正する規則

特定基金管理規則（昭和39年大阪市規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
次の各号に掲げる基金は、当該各号に定める者が管理する。ただし、財政局長が必要と認めるときは、財政局長において基金を運用することができる。	［同左］
［(1)～(6)　略］	［(1)～(6)　同左］
［削る］	(7)　大阪市2025年日本国際博覧会大阪パビリオン基金　経済戦略局長
(7)～(29)　［略］	(8)～(30)　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。